

定例委員会の開催状況

第1 日時 平成15年1月30日(木)
午前10時 ~ 午後0時40分

第2 出席者 谷垣委員長
渡邊、荻野、安崎、川口、大森各委員、
長官、次長、官房長、生活安全局長、刑事局長、交通局長、
情報通信局長、暴力団対策部長、官房審議官(警備局担当)、

第3 議事の概要

1 議題事項

- (1) 国家公安委員会委員長を代理する者の指定に係る互選について
委員相互で互選を行い、2月6日から2月10日の渡邊委員の海外渡航期間中においては荻野委員を、渡邊委員帰国後は、渡邊委員を「委員長を代理する者」としてそれぞれ選出した。
- (2) 国家公務員退職手当法の一部改正に伴う地方公務員等共済組合法の一部改正について
警察庁から、国家公務員である警察共済組合の組合員が、特殊法人、独立行政法人等に役員として退職出向した場合の年金の算定について定める地方公務員等共済組合法の一部改正案について説明がなされ、原案どおり決定した。

(3) 社会資本整備重点計画法案等について

警察庁から、交通安全施設等を含む社会資本整備に係る計画を一本化した社会資本整備重点計画の策定等を内容とする社会資本整備重点計画法案等について説明がなされ、原案どおり決定した。

(4) 監察事案の取扱いについて

警察庁から、「高知県警察の巡査部長ら3名が、平成12年11月から平成14年11月までの間、業者から飲食接待を受け、捜査情報を漏洩するなどした事案に関し、同県警察は、国家公安委員会の了承が得られれば、1月31日、上司の地方警務官外4名を本部長注意等の措置とする予定である。」旨の説明がなされ、原案どおり了承した。

(5) 国家公安委員会への意見・要望文書等の措置について

国家公安委員会あての電子メール、書簡等について閲覧し、回答を要するか否かの判断を行った。回答を要するものについては、その内容を原案どおり了承した。

2 報告事項

(1) 平成14年中における犯罪被害給付制度の運用状況について

警察庁から、平成14年中における犯罪被害者等給付金の申請の状況及び各都道府県公安委員会による同給付金の裁定・決定状況等について報告がなされた。

委員から、「障害者等級該当者は、今まで1から4までだったのを1から14までに増やしたのか。また、このように増えるとどの級に該当するのかという認定が難しくなると思うが、その認定はどこで行うのか。」旨、質問があり、警察庁が、「犯罪被害者等給付金支給法及び同法施行令を改正して、障害給付金の支給対象となる身体上の障害の程度を『障害等級第4級』までであったものを第14級までに拡大した。個別の障害等級の内容は政令で定められており、具体的にど

の等級に該当するのかは医師の診断書等に基づき公安委員会が決定している。」旨、説明した。

(2) 国会の状況について

警察庁から、1月23日に行われた衆議院予算委員会の状況等について報告がなされた。

(3) 監察事案の取扱いについて

警察庁から、「広島県警察の警部補が、1月17日、広島市内の飲食店において、飲食客のバッグを窃取した事案に関し、同県警察は、同警部補を、18日、窃盗罪で通常逮捕するとともに、27日、懲戒免職処分とした。」旨の報告がなされた。

(4) 平成14年中における生活経済事犯の取締状況について

警察庁から、ヤミ金融事犯の検挙事件数が統計を取り始めた平成2年以降最多であったこと等、平成14年中における生活経済事犯の取締状況について報告がなされた。

(5) 第8回アジア・太平洋薬物取締会議(ADEC-)の開催について

警察庁から、「2月4日から7日までの間、東京都内において、29か国2地域2国際機関から約130人の参加を得て、薬物取締り及び捜査協力に関する討議等を行うことを目的とした、『第8回アジア・太平洋薬物取締会議』を開催することとした。」旨の報告がなされた。

委員から、「今回で8回目とのことであるが、この会議は当初から日本がリーダーシップをとって開催したのか。こういうものがあって初めて国際条約が機能すると思うので、このような会議を開催することは重要であり、もっと目立ってほしいと思う。前にも各局から関係している国際セミナーについて説明を受けたが、こうした形で警察が国際社会や各国の治安の維持に貢献していることを国民にも理解してもらうことが必要だと思うので、日本警察の国際協力がどの局部でど

ういうことをやっているのか分かるものがあると良いと思う。このような会議は、長く続けるほど参加国との日常的な協力関係もできて効果的になるのではないかと思う。」旨、発言があり、警察庁が、「平成7年3月に、日本が呼びかけて第1回の会議を開催したのが、アジア太平洋地域の薬物捜査の責任者を集めた初めての会議である。会議は常設のものではなく、その都度日本側から関係各国に呼びかけを行って開催しており、今回を含めて、毎回日本で開催している。会議の中味もさることながらこのような機会を設けることで、各国との人間関係なり情報のネットワークなりができていくことが、実は非常に有意義であると考えている。会議については、開会式にはマスコミの取材も可とすることとしているなど、広報に努めているところである。薬物捜査の分野では、国際協力が極めて重要であると考えている。」

「警察の国際的な関わりの問題については、警察庁のホームページで分かりやすく紹介できるようにしたいと考えている。」旨、説明した。

(6) 前橋市内におけるけん銃使用殺人事件の発生について(群馬県警察)

警察庁から、「1月25日、前橋市内のスナック店内において発生した、けん銃使用により飲食客等6人が死傷した殺人事件に関し、群馬県警察では、捜査本部を設置した上、所要の捜査を推進中である。」旨の報告がなされた。

各委員から、

「国民の関心が非常に高い事件であり、とにかく早く解決することが重要だと思う。国民の防犯意識は次第に高まっていると思うが、このような事件は防犯意識を高めても手の届かないところにあるので、警察は最大限の努力をしていただきたい。現場にいた元暴力団組長が再び狙われることも予想されるのではないかと思うが、こういう人間の行動を制限する方法はないのか。

暴力団がヤミ金融事件に関与して多重債務者を絞り上げたり、銃器を使った暴力団の抗争等に一般市民が巻き添えになるなどし

た場合に、実行行為者だけでなく、事件の背後にある暴力団の組織そのものに捜査を広げていくことが実際には難しいのではないかと思うがどうか。現行法の枠内で対応できないとすれば、関係法令を改正するなど、暴力団の組織に捜査を広げるための手立ては考えられないのか。暴力団の犯罪は、犯罪の指示をした者と実行行為者との関係をうまく遮断することで成り立っているところがあると思うが、この遮断のところについて、何か法律的な対策はないのか。

この事件を極めて深刻に受け止めている。私はかねてから、暴力団対策というものについて、暴力団の対立抗争を防止して市民の巻き添えを防ぐこと、麻薬、銃器に関わっていることなど事象別に対応しており、暴力団自身が本当に悪であって組織的に防圧する必要があるという姿勢が、いまの警察の体制から明確に打ち出されていないのではないかと感じている。この事件が、現行の暴力団対策法で十全かどうかということについて考えるきっかけになれば良いのではないかと思う。」

旨、発言があり、警察庁から、

「 ヤミ金融事件について、現行の貸金業法は登録申請をすれば非常に簡単に貸金業が営める仕組みになっており、一定の犯罪を犯した者は登録を拒否されるものの、暴力団員ということだけで除外する仕組みにはなっていない。

組織的犯罪処罰法で、組織的な殺人等について加重規定が設けられていたり、犯罪で得た収益を隠匿することを犯罪化したり、そうしたものを没収する規定が設けられたりしており、一応少しずつは、いろいろな規定が整備されてきている。捜査の現場においても、このような法律を積極的に適用するよう努めているところである。民事上の措置として暴力団組長等の使用者責任を追及していくなど刑事・民事にわたって上部の責任追及に努めている。また、諸外国において認められている組織犯罪対策のための捜査手法を、我が国でも法制度として整備すべきではないかというこ

とについては、将来的には、現場のニーズも踏まえてきちんと整理しながら主張していく時期も来るだろうと考えている。

一般的に暴力団組織に対する措置には2つある。1つは暴力団組長に流れていく上納金等について国税当局と協力して税金で捕捉できないかということであり、もう1つは、犯行を指示した黒幕を処罰できないかということである。日本の刑法は個人に着目した構成になっており、その共犯性を証拠を積み重ねて立証しない限り指示をした者の処罰は難しいという面がある。

現場にいた元暴力団組長の行動を制限できないかというご指摘については、現在の法律体系の中では捜査による以外には方法はないと思われる。組織的犯罪処罰法にしても、その主体はあくまで実行行為者であって、それが組織的に行われたとか、組織のために行ったということが証明された場合にも実行行為者の刑が加重されることはあっても、犯行を指示した者ないしは実行行為者の所属する団体に対して特段の措置をとれる仕組みとはなっていない。平成3年に、非常にソフトな手法にとどめた内容の暴力団対策法がようやく作られたが、この法律の制定から10年が経って必ずしも十分に機能しないのではないかという意見が出始めており、そのような意見を汲み取っていかなければいけないと思う。」

旨、説明した。

(7) 平成14年の犯罪情勢とその対策について

警察庁から、全刑法犯の認知件数が増加し、戦後最多を記録したと等、平成14年の犯罪情勢と対策について報告がなされた。

委員から、「日本の治安は諸外国に比較してまだ良いと思っているが、犯罪の認知件数や検挙率など治安水準の国際比較はできないのか。」旨、発言があり、警察庁が、「体感治安という観点から言うと、平成14年の警察白書に『外国人から見た日本の治安』というコラムを設けており、以前、外国の主要な都市に住んでいた方で、現在は東

京に住んでいるという方に東京の治安についてアンケートを行ったところ、ニューヨークやロンドンに住んでいたことのある人の9割以上は日本の治安が『非常に良い』または『やや良い』と回答しているし、ソウルに住んでいた人の73パーセントが『非常に良い』または『やや良い』と回答している。具体的な犯罪の罪種別の発生状況を見ての国際比較は、国によって犯罪としてとらえている態様がかなり違うので、同一の罪種ということで比較することができないのではないかと思う。」旨、説明した。

(8) 平成14年中の交通死亡事故の特徴及び道路交通法違反取締状況について

警察庁から、改正道路交通法の施行により、6月以降飲酒運転による死亡事故件数が減少したこと等、平成14年中の交通死亡事故の特徴及び道路交通法違反取締状況について報告がなされた。

(9) 「第5回アジア冬季競技大会青森2003」開催に伴う警備について

警察庁から、「2月1日から8日までの間、青森県内において『第5回アジア冬季競技大会青森2003』が開催される予定であり、関係警察では、所要の体制で警備を実施することとしている。」旨の報告がなされた。

(10) 北朝鮮工作員の摘発について

警察庁から、「警視庁は、北朝鮮工作員である在日朝鮮人男性の自宅等を公正証書原本不実記載・同行使罪等により捜索し、関係資料を押収するなど、工作活動の実態解明に向け所要の捜査を実施中である。被疑者については、近く書類送検の予定である。」旨の報告がなされた。

(11) オウム真理教に対する観察処分の期間更新決定について

警察庁から、1月23日、公安審査委員会が行った、オウム真理教に対する3年間の観察処分の期間を更新する決定の概要及び警察の対応等について報告がなされた。

(12) 新型ワーム事案について

警察庁から、1月25日、韓国で大きな被害が発生し、我が国でも感染等が確認された、新型ワーム事案の概要、警察の対応等について報告がなされた。